

○横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程

制定 平成17年3月31日病院経営局達第6号

最近改正 令和3年9月1日医療局病院経営本部達第7号

横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程を次のように定める。

横浜市医療局病院経営本部請負工事検査事務取扱規程

(趣旨)

第1条 医療局病院経営本部が発注する工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負(以下「工事」という。)の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 横浜市医療局病院経営本部契約規程(平成17年3月病院経営局規程第32号。以下「契約規程」という。)第68条第1項の規定による検査職員等及び次条第3号の中間技術検査を行う者をいう。
- (2) 監督員 契約規程第67条第1項の規定による監督職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、契約規程の例による。

(検査の種類)

第3条 検査員が行う検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 契約規程第88条第2項及び第7項並びに第90条において準用する契約規程第88条第2項及び第7項(契約規程第122条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める工事の完成を確認するための検査
- (2) 出来形部分検査 契約規程第93条第4項及び第97条第2項(契約規程第122条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に定める工事の出来形部分を確認するための検査
- (3) 中間技術検査 工事の主要な部分について、施工状況が適正であるかを確認するための検査

(検査員)

第4条 病院経営部に、検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

- 2 検査主幹は、病院経営部の技術職員の担当部長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、病院事業管理者の命を受けて検査事務の総括を行う。
- 3 技術検査員は、検査主幹が任命する職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

(検査員の任命)

第5条 検査主幹は、病院事業管理者が任命する。

- 2 総括監督員(横浜市医療局病院経営本部請負工事監督事務取扱規程(平成17年3月病院経営局達第5号)第3条第2項の総括監督員をいう。以下同じ。)は、請負人から工事完成届(契約規程第90条の指定部分に係る工事完成届を含む。)又は出来形部分検査申請書(以下「完成届等」という。)の提出があったと

きは、速やかに、内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。ただし、総括監督員は、工事の完成等の時期が明確になった場合、請負人から完成届等が提出される前に、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付することができる。

- 3 病院事業管理者は、中間技術検査の対象となる工事を指定したときは、当該工事の総括監督員に対し、検査の依頼に係る書面を作成させ、これを検査主幹に送付させなければならない。
- 4 検査主幹は、前2項のいずれかの規定による送付を受けたときは、速やかに、当該工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、当該工事を担当する係以外の係に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 6 第4項の規定による技術検査員の任命は、書面により行う。これを変更する場合も、同様とする。
- 7 第4項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該工事の検査の日時を決定し、担当監督員(横浜市医療局病院経営本部請負工事監督事務取扱規程第3条第4項の担当監督員をいう。)を通じてその旨を請負人に通知しなければならない。

#### (検査の実施)

第6条 検査は、監督員及び請負人の立会いのもとで行うものとする。

- 2 検査は、別に定める検査実施細目に従い、綿密かつ公平に行わなければならない。
- 3 技術検査員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

#### (検査の中止等)

第7条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに、検査主幹に報告しなければならない。

- (1) 請負人又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。
- (3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

#### (検査結果の処理)

第8条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

- 2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該工事目的物を検査することができる。
- 3 検査主幹は、前項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。
- 4 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、第2項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監督員に通知するとともに、病院事業管理者に報告しなければならない。

#### (工事成績の評定)

第9条 技術検査員及び監督員は、それぞれ、完成検査終了後、直ちに、横浜市工事成績評定基準により、厳正に当該工事の成績の評定を行い、書面をもって、その結果を病院事業管理者に報告しなければならない

(検査結果等の通知)

第10条 病院事業管理者は、第8条第4項及び前条の報告があったときは、速やかに、書面をもって、当該検査の結果及び前条の評定の結果を請負人に通知しなければならない。

(この規程の適用等)

第11条 病院事業管理者が、あらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認めた工事の検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月病院経営局達第5号)

(施行期日)

1 この達は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月病院経営局達第1号)

(施行期日)

1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月医療局病院経営本部達第6号)

(施行期日)

1 この達は、平成29年4月10日から施行する。

附 則 (令和2年3月医療局病院経営本部達第3号)

(施行期日)

1 この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月医療局病院経営本部達第7号)

(施行期日)

1 この達は、令和3年9月1日から施行する。